

平 2 7 - 7 号

平成 2 7 年 7 月 2 4 日

全国小売酒販組合中央会 殿

日本洋酒輸入協会

理事長 米井



ロット番号が削除された輸入酒類について

謹啓

貴会におかれましては、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協会に格別のご厚誼を賜り心より御礼申し上げます。

さて、酒類に付けられた製品の製造時期及び場所を特定するための番号（以下「ロット番号」という。）が削除された輸入酒類の流通につきましては、国税庁から平成 2 6 年 9 月 1 9 日付課酒 5 - 2 4 「ロット番号が削除された輸入酒類について（依頼）」が発出され（別添）、ロット番号が削除された酒類の流通は、消費者の酒類に対する信頼性に懸念を与える可能性があり望ましくないとされております。

当協会は、会員に対し当周知文書を通知いたしますとともに、輸入酒類のロット番号の削除等に関する対応を進められるよう要請しております。また、本年 2 月には、周知文書の発出後の状況について会員アンケートを行ったところ、依然として一部にはロット番号の削除された酒類が流通している状況が明らかとなっております。

ロット番号の削除された輸入酒類の流通は、万が一事故等の発生した場合の対応を遅らせるなど、消費者の信頼を大きく損なうこととなります。ロット番号は問題が発生した食品の特定、回収等に有用であり、輸入酒類の安全性の確保に大変有効です。

今回国税庁から出された周知文書についてご理解をいただき、ロット番号の削除された輸入酒類の流通がされないよう適切な流通秩序への対応に努められ、消費者の信頼に添えていかれますようご協力をお願い申し上げます。

末筆ながら、貴会の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

謹白